2016年目標

レギュラー・速修コース

第1回体験講義用 テキスト

酒税法

LIQUOR TAX



基本テキスト NO. **1**



テキスト

<今回の学習内容>

第1回講義 使用ページ

レギュラー・速修 P1~26

酒税法レギュラー・速修コース基本テキストNo.1 コントロールタワー

教 材 回 数	テーマ	基本テキスト	トレーニング	ポイントチェック	理論マスター	計算問題+過去問題集第一(1)章
第1回	酒税法を学習するに当たって 酒類の判定(酒類の定義等)	P. 1	問題 1			
第2回	課税標準及び税率(税率の適用関係) (課税標準の原則)	P. 27	問題2 ~ 問題5	1-1		問題 1
第3回	納税義務の成立	P. 63	問題6	3-2	1 – 1	問題2問題3
第4回	実力テスト(通信添削問題) 申告及び納付(移出酒類の申告納付等)	P. 83			5-1	
第5回	申告及び納付(引取酒類の申告納付等) (納期限の延長) 酒類の判定(酒類の判定プロセス) (清 酒)(合成清酒)	P. 101	問題7問題8	5-1 5-2 5-3	5-2 5-3	問題4
第6回	酒類の判定(しょうちゅう) (ウイスキー・ブランデー) (みりん) (ビール)	P. 141	問題9 ~ 問題13	5-4		問題5
第7回	酒類の判定(果実酒・甘味果実酒) (発泡酒) (その他の醸造酒) (スピリッツ) (リキュール)(雑 酒)	P. 185	問題14 ~ 問題18	5-8		問題6
第8回	実力テスト (通信添削問題) 酒類の判定 (みなし製造) (みなし製造の適用除外等) 納税の担保	P. 223	問題19	5-14	6-2	問題8

TAC方式 酒税法の学習テーマの全体系

テーマ番号	学 習 テ ー マ	テキ	スト
1	酒税法を学習するに当たって	No. 1	No. 2
2	酒類の判定	No. 1	No. 2
3	課税標準及び税率	No. 1	No. 2
4	免 税		No. 2
5	税額控除		No. 2
6	納税義務の成立	No. 1	
7	製造免許及び販売業免許		No. 2
8	申告及び納付等	No. 1	
9	納税の担保	No. 1	
10	酒類製造者等の受忍義務等		No. 2

TAC方式 酒税法の各テーマの学習内容

テーマ1 酒税法を学習するに当たって

テーマ番号	学 習 内 容	テキスト	回 数
1-1	酒税法合格必勝法	No. 1	第1回第1回第1回第1回第1回第1回第1回
1-2	酒税の性格	No. 1	
1-3	酒税法の特色	No. 1	
1-4	税法条文の読み方	No. 1	
1-5	本試験の出題傾向	No. 1	
1-6	酒税法得点アップ法	No. 2	

テーマ2 酒類の判定

2-1酒類の定義等2-2酒類の判定2-3清 酒2-4合成清酒2-5連続式スト2-6ウリリー2-7シリー2-8ビール2-9果実酒2-10その他アルリー2-11京料コー2-12リキュー2-13リキュー2-14エー・	プロセス					No. 1		
2-9 果実酒・甘味 2-10 発泡酒 2-11 その他の醸造 2-12 原料用アルコ 2-13 リキュール			単式素	終留しょう!	ちゅう	No. 1 No. 1 No. 1 No. 1 No. 1	第第第第第第	
2-14 粉末酒・雑 2-15 みなし製造 2-16 みなし製造の 2-17 酒類の判定プ 2-18 混和酒 2-19 酒場等のみな	酒 ロール・フ 酒 別規定の過	適用除 その1	:外等)	1除外		No. 1 No. 1 No. 1 No. 1 No. 1 No. 1 No. 1 No. 1 No. 1 No. 2	第第第第第第第第第第第第第第	

テーマ3 課税標準及び税率

テーマ番号	学習内容	テキスト	回 数
3-1 3-2 3-3 3-4 3-5 3-6 3-7 3-8 3-9 3-10	税額計算の体系 酒類の区分と課税上の分類 税率の適用関係 課税標準の原則 酒税額の計算 混和酒の税額計算 粉末酒の税額計算 粉率の特例 発泡酒の税率 その他の発泡性酒類の税率	No. 1 No. 1 No. 1 No. 1 No. 2 No. 2 No. 2 No. 2 No. 2	第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第

テーマ4 免 税

テーマ番号	学 習 内 容	テキスト	回 数
4-1	未納税移出の適用範囲	No. 2	第6回
4-2	未納税移出の手続	No. 2	第7回
4-3	未納税引取	No. 2	第7回
4-4	輸出免税	No. 2	第7回

テーマ5 税額控除

テーマ番号	学習内容	テキスト	回 数
5-1	戻入れ控除	No. 2	第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第
5-2	再移出控除と原料使用控除	No. 2	
5-3	再移出控除額の計算	No. 2	
5-4	原料使用控除額の計算	No. 2	
5-5	その他の論点	No. 2	
5-6	戻入控除と税率の特例	No. 2	
5-7	再移出控除と税率の特例	No. 2	
5-8	原料使用控除と税率の特例	No. 2	

テーマ6 納税義務の成立

テーマ番号	学 習 内 容	テキスト	回 数
6-1	納税義務の成立の原則	No. 1	第3回第3回第3回第3回第3回第3回
6-2	納税義務の成立の特例	No. 1	
6-3	収去酒類の非課税等	No. 1	
6-4	酒税法違反による納税義務の成立等	No. 1	
6-5	課税標準における注記事項	No. 1	

テーマ7 製造免許及び販売業免許

テーマ番号	学 習 内 容	テキスト	回 数
7-1	条文体系	No. 2	第1回第1回第1回第1回第1回第1回第1回
7-2	酒類の製造免許	No. 2	
7-3	酒母又はもろみの製造免許	No. 2	
7-4	酒類の販売業免許	No. 2	
7-5	製造免許等の欠格要件	No. 2	
7-6	製造免許等の効力の消滅等	No. 2	

テーマ8 申告及び納付等

テーマ番号	学 習 内 容	テキスト	回 数
8-1	移出酒類の申告の概要	No. 1	第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第
8-2	移出酒類の申告納付等・月例申告	No. 1	
8-3	移出酒類の申告納付等・都度申告等	No. 1	
8-4	移出酒類の申告納付等・還付申告	No. 1	
8-5	引取酒類の申告納付等	No. 1	
8-6	納期限の延長	No. 1	

テーマ9 納税の担保

テーマ番号		学	習	内	容	テキスト	0	数
9 – 1	納税の担保					No. 1	第8	

テーマ10 酒類製造者等の受忍義務等

テーマ番号	学 習 内 容	テキスト	回 数
10-1	原料用酒類の移出の禁止	No. 2	第4回
10-2	酒母又はもろみの処分又は移出の禁止	No. 2	第4回
10-3	密造酒の製造等の禁止	No. 2	第4回
10-4	その他の受忍義務等	No. 2	第7回

凡 例

略式名称 正式名称

法 ……… 酒税法

令 ………………… 酒税法施行令

規 ……… 酒税法施行規則

措法 …………… 租税特別措置法

措 令 ……… 租税特別措置法施行令

措 規 …… 租税特別措置法施行規則

解 通 ……………… 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達(法令解釈通達)

引 用 例

法6の3①二 ……… 酒税法第6条の3第1項第二号

令50① …… 酒税法施行令第50条第1項

規13② ………… 酒税法施行規則第13条第2項

解通3清酒関係2 …… 法令解釈通達酒税法第3条清酒の定義関係2

解通87関係 4 …… 法令解釈通達租税特別措置法第87条関係 4

第 1 回

<今回の学習内容>

- ●テーマ1 酒税法を学習するに当たって
 - 1-1 酒税法合格必勝法
 - 1-2 酒税の性格
 - 1-3 酒税法の特色
 - 1-4 税法条文の読み方
 - 1-5 本試験の出題傾向
- ●テーマ2 酒類の判定
 - 2-1 酒類の定義等

テーマ 1

酒税法を学習するに当たって

理論:重要度 ★★

計算:重要度 ★★

これからの酒税法の学習内容の理論的な背景となる酒税の性格及び酒税法の特色について学習していくとともに、本試験の出題形式及び出題傾向を紹介していく。

学習のポイント

- 1. 酒税の性格及び酒税法の特色そのものが本試験の理論で問われる可能性は低いが、 本試験の理論問題で必ず問われる趣旨を組み立てていくに当たって、必要不可欠な 内容となっているため、キーワードを正確に押さえること。
- 2. 酒類の区分(17品目)の名称を順序通りに、一字一句正確に覚えること。
- **3.** 法律(税法)で用いられる慣用語の意味及び用法を押さえることが、正確な理論暗記の土台となる。
- **4.** 本試験の出題形式及び出題傾向を知ることにより、これから始まる酒税法の学習をイメージすること。

1-1 酒税法合格必勝法

1 合格率12%前後の意味及び合格率の推移

税理士試験は、入試と同じ競争試験、つまり、相対評価の資格試験であり、成績上位者12%前後の受験生しか合格することができない。したがって、自己採点の得点が80点でも全体の平均点が90点である場合には、合格することができない。逆に自己採点の得点が50点でも全体の平均点が40点である場合には、合格することができる。

年度項目	第60回· 平成22年度	第61回· 平成23年度	第62回· 平成24年度	第63回· 平成25年度	第64回· 平成26年度
受験者数	1,090 人	977 人	962 人	817 人	774 人
合格者数	134 人	120 人	119 人	96 人	101 人
合格率	12.3 %	12.3 %	12.4 %	11.8 %	13.0 %

2 合格答案作成のコツ

相対評価で合否が決まる税理士試験で合格するためには、次に掲げる出題内容のうち、大半の受験生が正解となる基礎事項で絶対にミスをしないことが大切である。

・基礎事項 ⇒ 合否に絶対的に影響する。

出題内容

応用事項 ⇒ 受験生全体の正解率により合否に影響する。

└難問事項 ➡ 合否にあまり影響しない。

3 授業プラス復習

税理士試験で合格するために必要な知識を身に付けるためには、授業以外に復習が必要になってくる。復習のタイミングは、授業前日にまとめてやるよりも、毎日のすき間の時間を徹底的に利用した分散型の復習の方が効果的である。

復習というものは、自己満足で終わってはならない。理解したつもりになっても実際に得点できなければ、何も理解していないのと同じである。自信と過信は違う。理論であれば、何も見ずにスラスラ書けるかどうか。計算であれば、何も見ずにスラスラ解けるかどうかで復習の成果を確認すること。成果が得られない復習は、努力が空回りしている。

1-2 酒税の性格

酒類のための消費支出は、国民消費支出の中で相当な地位を占めており、酒税収入も、古くから国税収入の中で常に上位を占める重要な地位にあり、比較的安定した収入となっている。したがって、相当高率な税金が課されている酒類は、国にとって重要な財政物資であるといえる。

では、租税としての酒税の性格を考えてみよう。

1 酒税は間接税である

租税の一般的な分類として直接税と間接税の分類がある。

直接税とは、納税義務者が実質的経済的に負担する租税をいう。

間接税とは、納税義務者が実質的経済的には租税を負担せず、これを取引の相手方に移転(転嫁)することが予定されている租税をいう。つまり、税金は、それが課せられた物品の価格に含まれて、取引における後者(買い手)に順次転嫁され、最終的には、その物品の消費者が負担することになる。酒税は間接税に分類される。

酒類製造者の 販 売 価 格	製造原価 500円	利 益 100円	酒 税 300円	900円で卸売業者へ販売 ☆ 酒税300円を国に(立替)納付		
			Û			
酒類卸売業者 の 販 売 価 格			転 嫁	利 益 100円	→ 1,000 → 小売業	円で 巻者へ販売
·			Û			
酒類小売業者 の 販 売 価 格			転嫁		利 益 100円	1,100円で ⇒ 消費者へ販売
·			Û			•
酒類消費者の 購入価格			酒税を 負 担			酒税300円 ⇒ を負担

上記の図解で分かるように、国産酒類の酒税の納税義務者は酒類製造者であるが、 酒税を実質的経済的に負担するのは酒類の消費者である。酒類製造者により納付され る酒税は、製造された酒類が、酒類卸売業者や酒類小売業者といった流通段階を経て、 消費者に到達するまでの間、酒類の価格に含まれて、順次、取引の前者から後者へと 転嫁される。

2 酒税は内国消費税である

租税は、担税力のとらえ方によって次の4つに分類することができる。

- (1) 収得税…人が収入を得ている事実に担税力があるとみて課税するものである。
 - ⇒ 法人税及び所得税
- (2) 財産税…人が財産を所有している事実に担税力があるとみて課税するものである。
 - ⇒ 相続税及び贈与税
- (3) 消費税…人が物を消費している事実をとらえ、その消費の背後に担税力があると みて課税するものである(消費税法における「消費税」とは異なる。)。消 費税のうち、その消費が日本国内において行われる場合にのみ課税するこ とにしているものを内国消費税という。
 - ➡ 酒税、消費税(消費税法)、たばこ税及び揮発油税など したがって、酒類の消費が日本国内において行われる場合には、国産酒 類、輸入酒類を問わずに、酒税が課されることになる。

なお、国産酒類であっても、輸出されるものについては、日本国外で消費されるため、酒税を免除することにしている(これを輸出免税という。)。

- (4) 流通税…財産の移転が行われている事実をとらえて、そこに担税力があるとみて 課税するものである。
 - ⇒ 登録免許税及び印紙税など

₩22を覚える!

- 1. 国産酒類の酒税の納税義務者は酒類製造者であり、酒税を最終的に負担するのは酒類の消費者である。
- 2. 酒税は間接税である。
- 3. 酒税は内国消費税である。

1-3 酒税法の特色

1 製造場移出時課税制度及び保税地域引取時課税制度

酒税を最終的に負担する者は、その酒類を飲用する消費者である。したがって、消費税本来の建前からいえば、できるだけ最終消費に近い段階を酒税の納税義務者とすることが望ましい。

しかし、消費の段階をとらえると納税義務者の数が極めて多数にのぼることになり、 徴税技術の点からみて実施不可能に近く、また、最小徴税費の原則(国が租税を集め るために必要な費用(徴税費)は、できるだけ少ない方がよいという考え方)にも沿わ なくなる。

そこで、酒税法では、徴税技術の点から、酒類の生産、販売、消費の各段階の中で 関係者の最も少ないものを酒税の納税義務者とし、納税義務の成立の要件を定めてい る。

(1) 国産酒類 (移出酒類)

酒類の製造者を納税義務者としており、国産酒類が製造されて製造場から流通過程に入る最初の時点である移出の時をとらえて納税義務を発生させる(製造場移出時課税制度)ことにし、移出酒類に酒税相当額を加えて販売することにより、酒税の転嫁を図っている。

(2) 輸入酒類 (引取酒類)

輸入酒類については、国内市場へ流通させる者として酒類引取者を納税義務者としており、輸入酒類が保税地域(輸入品を蔵置、管理しておく場所)から国内の流通過程に入る最初の時点である引取の時をとらえて納税義務を発生させる(保税地域引取時課税制度)ことにし、引取酒類に酒税相当額を加えて販売することにより、酒税の転嫁を図っている。



2 酒税法における税額確定手続

(1) 税額確定手続の概要

既に納税義務が成立した国税について、納付すべき税額の具体的な確定手続としては、申告納税方式か賦課課税方式かのいずれかによることになっている。

① 申告納税方式

納税義務者自身が納税申告書を提出することにより税額を確定させる方式である(法人税、所得税、相続税、贈与税など)。

② 賦課課税方式

地方公共団体が納税義務者に対して納税通知書を送付することにより税額を確 定させる方式である(住民税、固定資産税、自動車税など)。

(2) 酒税法における税額確定手続

① 国産酒類 (移出酒類)

原則として納税義務者(酒類製造者)自身が納付すべき税額を確定する申告納税 方式が採用されているが、例外的に酒類等を無免許で製造した場合等については、 賦課課税方式を採用している。

② 輸入酒類 (引取酒類)

輸入酒類(引取酒類)に係る酒税については、関税と一元的に申告、納税する仕組みになっていることから関税法上の分類を準用した規定となっており、申告納税方式と賦課課税方式の双方が採用されている。

3 従量課税方式

消費税(消費税法における「消費税」とは異なる。)の課税標準(税率を乗ずる基準値)を決定する方法として、課税物品の数量による従量課税と課税物品の価格による従価課税の2つがあるが、酒税法においては、従量課税方式を採用している。

(1) 国産酒類(移出酒類)の課税標準

その月中においてその製造場から移出した酒類の数量(kl)

酒類製造者甲が平成28年7月中にその製造場からビール10k0を移出した場合 の酒税額の計算

(参考) ビール1 k0当たりの税率 220,000円

220,000円 \times 10k0=2,200,000円

(2) 輸入酒類(引取酒類)の課税標準

その引取りに係る酒類の数量(kl)

酒類引取者乙が平成28年4月中に保税地域から果実酒10k0を引き取った場合 の酒税額の計算

(参考) 果実酒1k0当たりの税率 80,000円

80,000円 \times 10k0=800,000円

(3) 酒税額を計算する上で必要な容量の単位

4 免許制度

酒類の製造及び販売を自由に行えるようにすると酒類業者が乱立し、過当な競争が行われ、その結果、酒税の保全を図ることが難しくなり、また、国民の保健衛生、飲酒事故、未成年者の育成等種々の方面に弊害が生じることになるため、酒税法においては、酒類の製造又は販売業について、免許制度が採用されている。したがって、無免許で行う酒類の製造又は販売業については、罰則規定が設けられている。

5 酒類の区分と酒類の分類

酒税法では、酒類を次に掲げる17品目に区分して、その製法や性状等により大きく 4種類に分類し、原則としてその分類によって税率を定め、各酒類の担税力に応じた 従量税率を適用している。

なお、酒類の区分(17品目)及び分類(4種類)の名称を一字一句正確に覚えること。

区分(品目)	分類(種類)	定義の概要
清酒	醸 造 酒 類	(1) 米、米こうじ、水を原料として発酵させてこしたもの (アルコール分が22度未満のもの)(2) 米、米こうじ、水、清酒かす等を原料として発酵させて こしたもの(アルコール分が22度未満のもの)
合 成 清 酒	混成酒類	アルコール、しょうちゅう又は清酒とぶどう糖等を原料として製造した酒類で清酒に類似するもの(アルコール分が16度未満等のもの)
連続式蒸留しょうちゅう	蒸留酒類	アルコール含有物を連続式蒸留機で蒸留したもの(アルコール分が36度未満のもの)
単式蒸留しょうちゅう	蒸留酒類	アルコール含有物を単式蒸留機で蒸留したもの(アルコール分が45度以下のもの)
みりん	混成酒類	米、米こうじにしょうちゅう、アルコール等の原料を加えてこしたもの(アルコール分が15度未満、エキス分が40度以上等のもの)
ビール	発泡性酒類	 (1) 麦芽、ホップ、水を原料として発酵させたもの(アルコール分が20度未満のもの) (2) 麦芽、ホップ、水、麦等を原料として発酵させたもの(アルコール分が20度未満のもの)
果実酒	醸 造 酒 類	(1) 果実を原料として発酵させたもの(アルコール分が20度 未満のもの)(2) 果実及び糖類を原料として発酵させたもの(アルコール 分が15度未満のもの)
甘味果実酒	混成酒類	(1) 果実及び糖類を原料として発酵させたもの(アルコール 分が15度以上のもの)(2) 果実酒に一定量以上の糖類、ブランデー等を混和したもの

区分(品目)	分類(種類)	定 義 の 概 要		
ウイスキー	蒸 留 酒 類	発芽させた穀類、水を原料として糖化させて発酵させたア ルコール含有物を蒸留したもの		
ブランデー	蒸留酒類	果実、水を原料として発酵させたアルコール含有物を蒸留 したもの		
原料用アルコール	蒸留酒類	アルコール含有物を蒸留したもの(アルコール分が45度を 超えるもの)		
発泡酒	発泡性酒類	麦芽又は麦を原料の一部とした酒類で発泡性を有するもの (アルコール分が20度未満のもの)		
その他の醸造酒	醸 造 酒 類	糖類等を原料として発酵させたもの(アルコール分が20년 未満のもの)		
スピリッツ	蒸留酒類	上記のいずれにも該当しない酒類でエキス分が2度未満の もの		
リキュール	混成酒類	酒類と糖類等を原料とした酒類でエキス分が2度以上のも の		
粉末酒	混成酒類	溶解してアルコール分1度以上の飲料とすることができる 粉末状のもの		
雑 酒	混成酒類	上記のいずれにも該当しない酒類		

◆トレーニング 問題 1

● ここを覚える!

- 1. 酒税の課税時期は、国産酒類が製造場から移出された時(製造場移出時課税制度) 又は輸入酒類を保税地域から引き取る時(保税地域引取時課税制度)である。
- 2. 酒税法においては、移出酒類については、原則として納税者自身が納付すべき税額を確定する申告納税方式が採用されているが、例外的に酒類等を無免許で製造した場合等については、賦課課税方式を採用している。

引取酒類については、関税法の規定に従って、申告納税方式と賦課課税方式の双方が採用されている。

- 3. 酒税法においては、課税物品の数量による従量課税方式を採用している。
- 4. 酒類を製造し又は酒類の販売業を営もうとする者は、これらについての税務署長の免許が必要となる。
- 5. 酒税法では、酒類を17品目に区分して、その製法や性状等により大きく4種類に 分類し、原則としてその分類によって税率を定め、各酒類の担税力に応じた従量税 率を適用している。

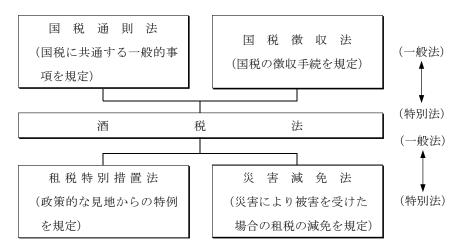
なお、酒類の区分(17品目)及び分類(4種類)の名称を一字一句正確に覚えること。

1-4 税法条文の読み方

本試験の理論問題の合否は、題意に合わせて、いかに条文(理論マスター)に忠実に書けているかどうかで決まる。したがって、税法用語は正確であるが、文章の意味が通らない答案では得点を伸ばすことはできない。理論を正確に覚えることができるかどうかは、条文が正確に読めるかどうかにかかっている。条文を読むに当たって、必要な慣用語の用法を中心に学習していく。

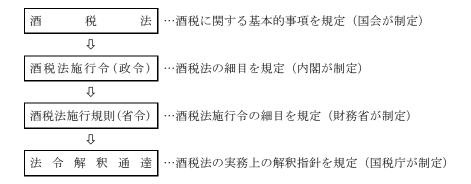
1 税法の体系

酒税法と他の税法との関係を一般法と特別法との関係(特別法の方が一般法よりも優先する。)から整理すると次のようになっている。



2 条文の体系

酒税法を中心とした条文の体系は、制定した者が誰であるかにより、次のようになっている。なお、租税特別措置法等の他の税法についても同様である。



3 慣用語の用法

- (1) 「場合」と「とき」(適用要件の書き方)
 - ① 条件が2つの場合

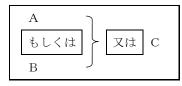
Aの場合において、Bのときは、

- ⇒ 条件Aを満たした上で、さらに条件Bを満たす必要がある。
- ② 条件が1つの場合

Aの場合においては、又は Aのときは、

(2) 「又は」と「もしくは」(選択的接続詞)

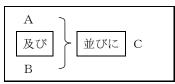
選択するものが2つある場合には「又は」を用いるが、選択するものが3つ以上あり、大きな選択と小さな選択とを連結する場合には、大きな選択には「又は」を用い、小さな選択には「もしくは」を用いる。



⇒ AとBの選択がまずあって、それとCの選択

(3) 「及び」と「並びに」(併合的接続詞)

併合するものが2つある場合には「及び」を用いるが、併合するものが3つ以上 あり、大きな併合と小さな併合とを連結する場合には、大きな併合には「並びに」 を用い、小さな併合には「及び」を用いる。



⇒ AとBの併合がまずあって、それとCの併合

(4) 「時」と「とき」

法律(税法)では、ある時刻の一点を指す場合には、必ず漢字の「時」を用いる。 なお、仮名書きの「とき」は、「場合」と同様に条件を表すときに用いる。

(5) 「みなす」と「する」

「みなす」とは、Aという事物と性質が異なるBという事物を、法律関係では同一視することをいい、反証は一切認められない。「みなす」と「する」とでは法律上の強制力が異なる。

(6) 「その他の」と「その他」

① 「Aその他のB」と用いた場合には、AはBの具体例である。つまり、AはB に含まれている。



② 「Aその他B」と用いた場合には、AとBは並列状態にある。つまり、AはB に含まれていない。

A	
В	

(7) 「者」「物」と「もの」

- ① 「者」とは、人格を持つ自然人(個人)及び法人を示す。
- ② 「物」とは、人格者以外の有体物を示す。
- ③ 「もの」とは、「者」及び「物」に該当しない抽象的なものを示したり、「~で~もの」の用法における「で」の直前の代名詞を示す。

(8) 「以上」「以下」と「超」「未満」

- ①「以上」「以下」は、基準となる数量等を含む。
- ② 「超」「未満」は、基準となる数量等を含まない。

(9) 「以前」「以後」と「前」「後」

- ①「以前」「以後」は、基準となる時点を含む。
- ② 「前」「後」は、基準となる時点を含まない。

1-5 本試験の出題傾向

酒税法は、消費税法が導入された平成元年度の税制改正に伴い、出題範囲が大幅に削られたため、全11科目の中で最も短期間で合格レベルに達することができる科目である。したがって、学習時間を多く取れない人にとって最適な科目であるといえ、また、会計や他の税法の知識を全く必要としないことから、税理士試験初心者の人でも無理なく始められる科目であるといえる。

1 理論問題の出題傾向及び対策

- (1) 押さえるべき理論の題数が他の税法に比べて少ないということから、理論対策が立てやすい科目であるといえる。
- (2) 1題30点満点又は2題40点満点で出題されている。
- (3) 過去出題された理論問題のタイプには、酒税法の規定そのものを問う個別問題、いくつかの個別問題の一部を組み合わせた総合問題、そして、ある事例についての関連規定を問う事例問題の3つがある。各問題とも酒税法の規定と合わせて、その規定が設けられている理由(趣旨)が問われていることが、出題の特徴であるといえる。したがって、理論対策としては、総合問題や事例問題も個別理論の集合体であることから、まず、理論マスターに収録されている個別理論を趣旨とともに正確に覚えることが重要になる。

理論マスター	理 論 の テ ー マ	ランク
1 – 1	納税義務の成立	A
2 - 1	酒類の製造免許	A
2 - 2	酒母又はもろみの製造免許	В
2 - 3	酒類の販売業免許	С
2 - 4	製造免許等の欠格要件	С
2 - 5	必要な行為の継続等	В
3 - 1	未納税移出	A
3 - 2	未納税引取	A
3 - 3	輸出免税	A
3 - 4	外航船等に積み込む酒類の免税	С
4-1	酒税額の控除等	A
4 - 2	被災酒類の酒税額の控除等	В
5 - 1	移出酒類についての申告及び納付等	A
5 - 2	引取酒類についての申告及び納付等	A
5 - 3	納期限の延長	В
6-1	みなし製造	В
6 - 2	納税の担保	A
6 – 3	原料用酒類の移出の禁止	В
6 - 4	酒母又はもろみの処分又は移出の禁止	В
6 - 5	酒類製造者等の受忍義務	С
6 - 6	酒類の定義等	С

2 計算問題の出題傾向及び対策

- (1) 出題形式は、酒類の判定(原料、製造方法、アルコール分及びエキス分を基に行う酒類の分類)と酒類製造者の1月当たりの納付すべき酒税額を求めさせる問題が1題60点満点の総合計算問題形式で出題されるパターンと、酒類の判定と納付すべき酒税額を求めさせる問題がそれぞれ独立した問題として、2題70点満点で出題されるパターンの2種類あるが、両者の解答の手順に差はない。
- (2) 酒類の判定については、17品目ある各酒類の製造方法や原料の範囲などの知識を正確に押さえることが重要になる。
- (3) 納付すべき酒税額を求めさせる問題については、問題を繰り返し解くことにより、 解答の手順をパターン化し、計算問題全体でのスピードアップにつなげていくこと が重要になる。



<2問形式>

〔第一問〕-40点-

~についての趣旨を述べるとともに、~について説明しなさい。

[第二問] -60点-

下記の〔資料〕に基づいて、甲株式会社が製造している酒類について、品 目及びその判定理由を述べるとともに、同社の平成28年4月分の納付すべき 酒税額について、適用税率及び計算過程を明らかにして求めなさい。

[資料]

1. 甲株式会社がその製造場において製造している酒類の原料、製造方法は、 次表のとおりである。

商品名	原料及び製造方法
Δ.	米、米こうじ及び水を原料として発酵させてこした酒類
Α	(アルコール分15度、エキス分5度)
В	麦芽、ホップ及び水を原料として発酵させた酒類(アルコ
D	ール分5度、エキス分3度)

2. 甲株式会社の平成28年4月中にその製造場から移出した数量は、次表のとおりである。

商品名	平成28年4月中の移出数量
A	5 k0
В	10 k 0

[参考] 従量税率(1ん0当たり)

(1) 清 酒 醸造酒類(特別) 120,000円

(2) ビール 発泡性酒類 (基本) 220,000円



1. 品目の判定

A (清 酒)

米、米こうじ及び水を原料として発酵させてこしたものは、アルコール分が 22度未満であるため、清酒に該当する。

B (ビール)

麦芽、ホップ及び水を原料として発酵させたものは、アルコール分が20度未満であるため、ビールに該当する。

2. 税 率 (1 kQ当たり)

A (清 酒)

醸 造 酒 類 (特別) 120,000円

B (ビール)

発泡性酒類(基本) 220,000円

3. 課税標準数量

A (清 酒)

5 kl

B (ビール)

10*k*@

4. 酒税額

A (清 酒)

120,000円 \times 5 k0=600,000円

B (ビール)

220,000円×10k0=2,200,000円

酒税額の合計額 2,800,000円

5. 納付すべき酒税額

2,800,000円



<3問形式>

[第一問] -30点-

~についての趣旨を述べるとともに、~について説明しなさい。

[第二問] -30点-

次の酒類について、品目及びその判定理由を述べなさい。

- 1. 米、米こうじ及び水を原料として発酵させてこした酒類(アルコール分 15度、エキス分5度)
- 2. 麦芽、ホップ及び水を原料として発酵させた酒類(アルコール分5度、 エキス分3度)

[第三問] -40点-

次の資料に基づき、甲株式会社が製造している酒類について、同社の平成 28年4月分の納付すべき酒税額について、計算過程を明らかにして求めなさ い。

[資料]

甲株式会社の平成28年4月中にその製造場から移出した数量は、次表のとおりである。

商品名	平成28年4月中の移出数量 アルコール分	
A 清 酒	5 <i>k</i> 0	アルコール分15度
B ビール	$10k\ell$	アルコール分5度

〔参 考〕従量税率(1k0当たり)

- (1) 清 酒 醸 造 酒 類 (特別) 120,000円
- (2) ビール 発泡性酒類 (基本) 220,000円

多解 説

計算が1問形式の場合には、酒類の判定をミスしてしまうと、酒税額もミスしてしまうというリスクの高いものであるが、2問形式の場合には、酒類の判定と納付すべき酒税額を求めさせる問題がそれぞれ独立した問題となっており、失点を最小限に押さえることができるため、高得点が狙える問題であるといえる。

ァーマ 2 酒類の判定

理論:重要度 ★

計算:重要度 ★★★

酒税法は、既に述べたように、酒類を17品目に分類しており、現実に存在する酒類は、必ずこの17品目のうちのいずれかに該当することになる。この17品目による分類は、醸造学上の分類を基礎とし、我が国における酒類消費の態様も勘案しながら、主として、酒類の原料とその製造方法の差異を基準として決定されたものである。

今回は、この17品目に分類された酒類の定義をこれから詳しく学習していくに当たって、 必要となる酒類の定義などの基本的な用語の定義について学習していく。

学習のポイント

- **1.** 酒類、酒母、もろみ及びこうじの定義を正確に押さえるとともに、酒母又はもろみの酒類の製造上における位置付けを理解すること。
- 2. 酒類の製造方法の3形態(「醸造」「蒸留」及び「混成」)の定義並びにこの3形態の相互関係を正確に押さえるとともに、それぞれの製造方法による代表的な酒類を挙げられるようにすること。
- **3.** アルコール分及びエキス分の定義を正確に押さえるとともに、実際にアルコール 分が求められるようになること。

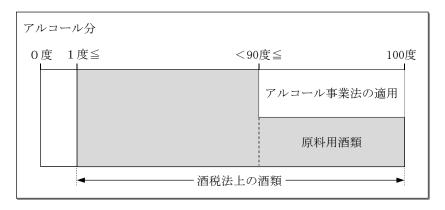
2-1 酒類の定義等

1 酒類の定義 (法2①)

酒類とは、アルコール分1度以上の飲料をいう。

なお、次に掲げるものは、酒類に含まれることになる。

- (1) アルコール分が高いため、そのままでは飲用に供することができないものであっても、水その他の物品を混和して薄めれば飲用に供することができるもの。又は、水その他の物品と併せて飲用に供することができるもの。
- (2) 溶解してアルコール分1度以上の飲料とすることができる粉末状のもの(粉末酒)。
- (3) アルコール事業法の適用を受けるアルコール分90度以上のアルコールのうち、酒類の製造免許を受けた者が、その免許を受けた製造場において酒類の原料用として製造したもの(アルコール事業法の適用除外となる。)。



2 酒母の定義(法3二十四、規6)

酒母とは、次に掲げるものをいい、含糖質物を発酵させる能力を有する点が特徴である。

- (1) 酵母(菌類の一種)で含糖質物を発酵させることができるもの
- (2) 酵母を培養したもので含糖質物を発酵させることができるもの
- (3) (1)又は(2)にこうじ(かび類を繁殖させたもの)を混和したもの

なお、製薬用、製パン用、しょうゆ製造用、みそ製造用の酵母は、酒税の保全上支 障がないため、酒税法上の酒母からは除かれる。

3 もろみの定義 (法3二十五)

もろみとは、酒類の原料となる物品に発酵させる手段を講じたもので、こし(もろみを液状部分とかす部分とに分離する行為をいう。) 又は蒸留する前のもの(これらの行為がないものは、主発酵が終わる前のもの)をいう。つまり、酒類として完成するに至らないものをいう。

4 こうじの定義(法3二十六)

こうじとは、でんぷん質物又はこれと他の物品を混和したものに、かび類を繁殖させたもので、でんぷん質物を糖化させることができるものをいう。

〇 こうじが特定の酒類の製造上必要な理由

アルコール分は、糖分を含む物質を発酵させることにより発生するが、例えば、 米を主原料とする清酒を製造しようとする場合、米などの穀類と水だけでは、発酵 が進まず、アルコール分を発生することができない。その理由は、米などの穀類の 主成分はでんぷん質物(炭水化物)であり、アルコール分を発生するのに必要な糖分 が含まれていないからである。そこで、米こうじ(蒸した米にこうじ菌というかび 類を繁殖させたもの)を併せて使用することにより、米のでんぷん質物を糖分に変 化(糖化)させて、アルコール分を発生させている。

5 酒類の製造方法の3形態

(1) 醸 造(発 酵)

アルコール分は、糖分を含む物質を発酵させることにより発生するが、醸造とは、糖分を含む物質を発酵させることをいい、どんな酒類でも必ず1度はこの醸造という製造過程を経ることになる。

なお、醸造の段階で完成した酒類を醸造酒という。

〇 醸造酒の具体例

清酒、果実酒、ビール、発泡酒、その他の醸造酒

(2) 蒸 留

蒸留とは、醸造酒やその半製品、醸造酒かす等のアルコール含有物を蒸留機により蒸留して、不純物を取り除き、より純度の高いアルコールにすることをいう。 なお、蒸留の段階で完成した酒類を蒸留酒という。

〇 蒸留酒の具体例

連続式蒸留しょうちゅう、単式蒸留しょうちゅう、ウイスキー、ブランデー、 原料用アルコール、スピリッツ

(3) 混 成

混成とは、醸造酒や蒸留酒などの酒類どうしを混和させたり、酒類に糖類、香味料、色素などの他の物品を加えることをいう。

なお、混成の段階で完成した酒類を混成酒という。

〇 混成酒の具体例

合成清酒、みりん、甘味果実酒、リキュール、粉末酒、雑酒

6 アルコール分の定義 (法3-)

アルコール分とは、温度15度の時において原容量百分中に含有するエチルアルコールの容量をいう。

酒類の容量

※ アルコールの容量=酒類の容量×アルコール分(度数)

部設 例

- (1) 酒類100 ℓ中に含まれるアルコールの容量が35 ℓの場合のアルコール分
- (2) アルコール分35度の酒類100ℓ中に含まれるアルコールの容量
- (3) アルコール分30度の酒類100 0に水50 0を加えた場合のアルコール分
- (4) アルコール分40度の酒類100 ℓにアルコール分25度の酒類200 ℓを加えた場合のアルコール分
- (5) アルコール分30度の酒類100 ℓ にアルコール分20度の酒類200 ℓ 及び水50 ℓ を加えた場合のアルコール分

多解 説

アルコール分という割合(%)とアルコールの容量という容積(ℓ)を正確に区別すること。また、酒類に水や炭酸水を加えた場合には、加えた水や炭酸水の容量だけ酒類の容量が増加するため、アルコール分は下がる。

(1)
$$\frac{35 \, \ell}{100 \, \ell}$$
=35度

(2) 100 ℓ×35度=35 ℓ

(3)
$$\frac{100 \ell \times 30 g}{100 \ell + 50 \ell}$$
 = 20 度

(4)
$$\frac{100 \ell \times 40 + 200 \ell \times 25 + 200 \ell}{100 \ell + 200 \ell} = 30 + 200 \ell$$

(5)
$$\frac{100 \ell \times 30 + 200 \ell \times 20 }{100 \ell + 200 \ell + 50 \ell} = 20$$

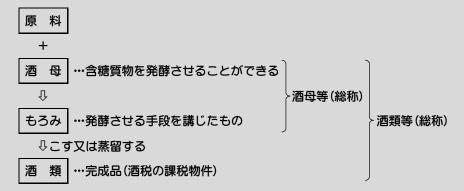
7 エキス分の定義 (法3二)

エキス分とは、温度15度の時において原容量100cm中に含有する不揮発性成分のグラム数をいう。

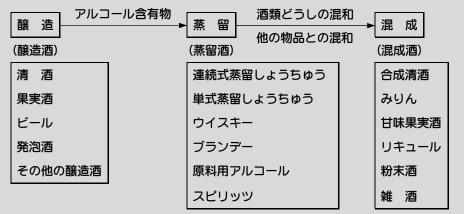
● ここを覚える!

1. 酒類、酒母又はもろみの関係

酒母又はもろみは、酒類(完成品)を製造する上での製造過程を表す用語である。



2. 酒類の製造方法の3形態の関係



3. アルコール分(度数)が異なる酒類どうしを混和した場合や酒類に水又は炭酸水を加えた場合のアルコール分を正確に求められるようになること。

トレーニング

<今回の学習内容>

第1回講義 使用ページ

レギュラー・速修 問題 1

問題編

問題 1

(酒類の区分及び種類)

基礎

酒類の区分である品目の名称及び各品目の酒類がどのような種類の酒類に分類されるのかを答えなさい。

No.	酒類の区分(品目)	酒類の分類(種類)
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		

【解答53ページ】

解答編

問題 1

No.	酒類の区分(品目)	酒類の分類(種類)
1	清酒	醸 造 酒 類
2	合成清酒	混 成 酒 類
3	連続式蒸留しょうちゅう	蒸留酒類
4	単式蒸留しょうちゅう	蒸 留 酒 類
5	みりん	混 成 酒 類
6	ビール	発泡性酒類
7	果実酒	醸 造 酒 類
8	甘味果実酒	混 成 酒 類
9	ウイスキー	蒸 留 酒 類
10	ブランデー	蒸 留 酒 類
11	原料用アルコール	蒸 留 酒 類
12	発泡酒	発泡性酒類
13	その他の醸造酒	醸 造 酒 類
14	スピリッツ	蒸留酒類
15	リキュール	混 成 酒 類
16	粉末酒	混 成 酒 類
17	雑酒	混 成 酒 類

【解答への道】

すべて法律用語である。漢字名は漢字で、ひらがな名はひらがなで、そして、カタカナ名はカタカナで一字一句正確に覚えること。